

東京大学大学院総合文化研究科「ギフテッド創成」寄付講座運営委員会内規（案）

制定 令和2年 月 日

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部寄付講座等運営規則第12条の規定に基づき、「ギフテッド創成」寄付講座運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 「ギフテッド創成」寄付講座の研究に関する事項
  - (2) 「ギフテッド創成」寄付講座の予算に関する事項
  - (3) 「ギフテッド創成」寄付講座の人事に関する事項
  - (4) 「ギフテッド創成」寄付講座のその他運営に関する事項
3. 委員会は、研究科長、副研究科長（1名）、研究科長が指名する本学教員をもって組織する。
4. 委員長は、委員の互選による。
5. 委員の任期は、原則として、寄付講座の設置期間が終了するまでとする。委員の交替については、委員会の了承を必要とする。

附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。